

和賀川親水美化活動に関する補助基準

(目的)

第1 和賀川流域における良好な自然環境の保護・保全推進のため実施する「和賀川親水美化活動」に係る補助基準を定め、円滑な活動の推進を図るものである。

(対象活動)

第2 補助対象となるものは、和賀川及びその支流で行う活動で、次の各号のいずれかに掲げる活動とする。

- (1) 水生生物による水質調査
- (2) 河川及び河川敷の清掃活動
- (3) その他自然環境の保護・保全を目的とした活動

(補助対象者)

第3 補助の対象は、第2に掲げる活動を実施した和賀川の清流を守る会の構成員、和賀川流域の小中学校及び和賀川流域の一般団体とし、参加者5名以上で行う活動とする。

なお、補助は1団体においては年2回までとする。

(補助申請)

第4 補助対象者が補助を受けようとする場合は、様式1により事務局へ申請しなければならない。

(補助額)

第5 活動に係る補助は別表のとおりとし、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(補助金請求及び実施報告書)

第6 補助金の交付を受けようとするものは活動実施後速やかに様式2により事務局へ提出しなければならない。

2 事務局は前項の申請があった場合、内容を審査し、30日以内に補助金を支出するものとする。

(補助金の返還)

第7 補助を受けるものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全額を返還するものとする。

- (1) 補助金を目的以外の用途に使用した場合
- (2) 不正に補助金の交付を受けた場合

附 則

この基準は、平成22年4月28日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年5月23日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年5月28日から適用する。

別表

補助対象	補 助 額
5名以上の活動	3万円を上限とし、活動人数に応じ、人数×1千円以内で活動に係る費用を補助する。ただし、他の補助制度と重複する費用は補助しない。
活動に係る講師謝金	1万2千円を上限とし、講師1名1時間あたり4千円以内で講師謝金を補助する。ただし、他の補助制度と重複する場合は補助しない。